

## あなたに寄り添う国民年金

国民年金は「老齢年金」「障害年金」「遺族年金」の3つの年金があり、“今”と“将来”を支える大切な備えです。日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入する国民年金の情報をお伝えします。

### 国民年金保険料の支払いに困ったら

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

#### ① 免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者（別居中の配偶者を含む）、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。

#### ② 納付猶予申請

50歳未満の人（学生を除く）で、本人、配偶者（別居中の配偶者を含む）それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

#### ③ 学生納付特例申請

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学する学生などで、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下または失業などの理由がある場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

※①の免除を受けた期間は将来の



老齢基礎年金の額が増額されますが、②③の納付猶予を受けた期間は老齢基礎年金の額は増額されません。

※この制度を利用すると、付加年金および国民年金基金は利用できませんのでご注意ください。また、付加年金および国民年金基金は、過去にさかのぼっての加入ができません。

### 保険料の追納制度をご存知ですか

免除を受けた期間や納付猶予期間および学生納付特例期間の保険料は、10年までさかのぼって保険料を納付することができます。満額の老齢基礎年金を受け取るために、生活に余裕ができたときには納めるようにしましょう。

ただし、免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算額がつきますので早めに追納することをお勧めします。

### 20歳前の傷病により障害年金を受けている人へ

所得状況届（ハガキ）の提出が不要になります

毎年7月末までに提出していた所得状況届は、今後、原則として不要になります。日本年金機構が市区町村から所得情報の提供を受けられないときは、届出に関する必要な案内を送付します。

### 障害状態確認届（診断書）の提出時期を誕生月の末に変更します

これまで障害状態確認届（診断書）の提出期限は7月末でしたが、

誕生月の末に変更となります。提出期限が8月以降となる人が対象です。8月生まれの人から順次誕生月の3カ月前の月末に日本年金機構より文書を送付します。

### 問い合わせ先

●ねんきんダイヤル（ナビダイヤル） ☎0570(05)1165

※050から始まる電話の場合 ☎03(6700)1165

●熊本西年金事務所お客様相談室 ☎096(353)0142  
自動音声案内「1を押して2」

## 健康増進法が改正されました



健康増進法の改正により、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

### ○なぜ、受動喫煙を防がなければならないの？

喫煙は、タバコを吸う人はもちろん、吸わない人の病気を引き起こすリスクを高めます。厚生労働省喫煙の健康影響に関する検討会編「喫煙と健康」では、ほんのわずかな受動喫煙であっても、心臓発作のリスクが急激に増加するといわれています。

### ○健康増進法改正の基本的な考え方

- ①「望まない受動喫煙」をなくす
- ②健康への影響が大きい子どもや患者などに特に配慮
- ③施設の類型・場所ごとに対策を実施

7月1日より、学校、幼・保育園、病院および行政機関などは原則、敷地内禁煙です（ただし、必要な受動喫煙防止対策を行っている屋外喫煙場所の設置は可能）。望まない受動喫煙に対しておご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 健康推進課健康推進係 ☎(25)7219